

# NPO法人 非正規労働相談センターひろしま 通信

第 5 号 2018年 12月 7日

〒732-0057 広島市東区二葉の里1-3-16 吉村ビル2階

フリーダイヤル **0120-501-581**

☎ 082-262-3751 FAX 082-264-2310  
Eメール [roso34@ybb.ne.jp](mailto:roso34@ybb.ne.jp)

## 派遣労働者の2018年問題で 電話相談ホットラインを開催

### 3年ルールでの雇い止めを懸念

NPO非正規労働相談センターひろしまは9月22日(土)、9月23日(日)の両日、「改正労働者派遣法適用へ!雇い止めを許すな!」と銘打って、スクラムユニオン・ひろしまとの共催で電話相談ホットラインを開催しました。

労働者派遣法が改正され、派遣元が「3年ルール」によって、派遣先の派遣する部署がなくなってしまうことを理由に、有期雇用派遣労働者に対して雇い止めの措置を取ることなどが考えられます。派遣元から、このような雇用安定努力義務を逃れるための雇い止めを言い渡されて困っている派遣労働者がたくさんいるのではと、表題のホットラインを開催しました。スタッフは5名から8名と万全の体制で臨みました。

しかし、事前のマスコミでの宣伝が弱かったためか、相談は2件にとどまりました。しかも、相談内容は、雇用安定努力義

務を逃れの雇い止め相談ではなく、いずれもすでに派遣元会社で正社員(又は無期雇用契約社員)となっている派遣労働者が、派遣先での直雇用を要望するというものでした。

相談された方は、すでに派遣元会社で正社員ないし無期雇用契約社員となっているので、3年を超えても継続して同じ業務で派遣先で働くことが可能です。派遣先での直雇用要求は、改正派遣法の雇用安定努力義務を根拠にすることはできず、派遣先との個別交渉になります、というような回答となりました。

ホームページは  
「NPO 非正規 ひろしま」  
で検索!

# 派遣労働者の2018年問題

## 改正労働者派遣法の3年ルールとは？

### 法の趣旨は派遣労働者の雇用安定化

2015年の改正派遣法で派遣社員の派遣期間の制限が見直されました。これまでの、いわゆる「専門26業務」への労働者派遣には期間制限を設けないという仕組みがなくなり、同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位に対し派遣できる期間は、すべての業務について原則3年が限度となりました。これが2018年派遣法改正の3年ルール問題です。

2015年9月30日以降に労働者派遣契約を締結・更新した派遣労働者が対象となりますので、最初の期限が2018年9月末となります。

同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みのある派遣労働者は、派遣先事業主による雇用安定措置義務の対象となります。

労働者派遣法の改正の趣旨は、派遣労働者の雇用の安定化、非正規雇用者の数を減らすなどの目的で行われたものです。ですから「3年ルール」を定めた改正労働者派遣法では、派遣労働者の雇用安定のための措置が、以下のように派遣

元の会社に義務づけられています。

派遣元会社は、当該労働者に対して

- ①派遣先企業への直接雇用の申し入れ
- ②合理性のある新たな派遣先の紹介
- ③派遣元会社が自社で無期雇用契約を結ぶ
- ④その他、教育訓練の実施等のいずれかの雇用安定措置を講じる必要が生じます。

①を通じて直接雇用に結びつかなかった場合は②から④のいずれかの措置を講じる必要が発生します。



9月22～23日の労働相談の様子

## 改正労働者派遣法の2018年問題とは？

### 直接雇用を嫌う派遣先企業の雇い止め

ところが、直接雇用を嫌う派遣先企業が3年をまたずに派遣元業者とそこで働く派遣労働者を切り替えてしまったり、またこうした雇用安定のための措置を人件費増と考える派遣元が、「3年ルール」によって派遣先の派遣する部署がなくな

ってしまったことを理由として、有期雇用派遣労働者に対して法の趣旨に反し、雇い止めの措置を取ることなどが考えられます。これが改正労働者派遣法の2018年問題です。

# 日立製作所笠戸事業所 フィリピン人技能実習生99人を解雇！

## ～団交で、残りの実習期間の賃金補償を勝ちとる！～

日立笠戸事業所(山口県下松市)では約270人の技能実習生が、新幹線の製造に関わる仕事で働いていました。本来、制御盤や配電盤を作る電気組み立ての実習で入国していましたが、実際の仕事は、窓枠を運んだり、電線を一定の長さに切ってそろえ結束するといった作業だけで、配電盤の仕事は在留2年目に技能実習二号の口に移行するための試験前に1週間やっただけでした。

今年7月5日に、外国人技能実習生機構が監査に入りましたが、不正実習があったのかどうかの結論は、4ヶ月経った現在に至っても出ていません。日立は「2年次の実習計画を提出したが認められず、実習の許可がない。その間に在留期限が来たので、帰国させるしかなく解雇した」と主張しています。このことで、最も被害を受けたのがフィリピン実習生たちです。本人たちは何の落ち度もないのに、実習が継続できなくなり、突然の解雇、帰国という事態に陥りました。

スクラムユニオン・ひろしまは、実習生を集めた説明会で、日立に事情説明を求め、残りの実習期間の賃金補償をさせることを要求するために、ユニオンに加盟して共に闘うことを呼びかけました。参加した実習生40数名

は、すぐにユニオンに加盟しました。その日参加していなかった実習生にも呼びかけを行い、加盟者は総勢約80名を超えました。帰国日も迫っており、緊急性があるので、すぐさま日立に団交要求を行い、10月4日～11月8日までに6回の団交をおこないました。日立の態度如何では、訴訟も起こす心づもりもあったので、平行して準備は進めていました。

結論としては、「残りの実習期間(最長22ヶ月分)の補償を、年内までに、あるいは実習中止の判断が技能実習機構から出たときのいずれか早い日程で支払う」ことで合意しました。

実習生たちは、この報告を聞いて「安心した」と言っていたのがせめてもの救いですが、第1グループの20人は11月18日に帰国しました。3年の実習をやり終えての帰国ではないので複雑な思いも当然のことながらあったと思います。彼らには、「親に家を建ててあげたい」「家族の生活を楽にしてあげたい」「技術を習得したい」など夢や目標があったのですから。

(スクラムユニオン・ひろしま 土屋みどり)



団交結果の報告を聞く実習生たち

# NPO非正規労働相談センターを知ってもらうための街頭宣伝を実施

## 知名度向上へ向けて奮闘中！

わたしたちNPO法人非正規労働相談センターひろしまは、劣悪な労働条件で働く非正規労働者の相談を受け、改善していくことのできる機関として、法人を設立し、2016年4月から活動を開始しています。当法人は、契約社員、パート、アルバイト、派遣など「非正規雇用労働者が抱える様々な困難や生活苦に対して、労働相談、支援活動に取り組むことで労働者の権利を守り、社会正義の実現、労働者の社会的地位の向上を目指す」ことを理念として、電話相談などさまざまな活動を行っています。しかし、まだまだ知名度は高くありません。そこで当法人は、広島市民に当法人の活動を広く知ってもらうために、毎月2回を基本に街頭での教宣活動を実施することとしました。

スクラムユニオン・ひろしまと共同で、9月23日、10月13日、11

月10日、11月24日とすでに4回街頭宣伝を実施しました。毎回、「なんだろう」と市民の皆さんの受け取りも良く、当法人の紹介リーフレットを差し込んだティッシュペーパー500個は、またたく間になくなりました。これからも私たちは非正規労働者の拠り所になるべく活動を強化していくつもりです。

広島駅前での街頭宣伝



## 第2回理事会を開催

11月4日、10時から共同事務所にて第2回理事会を開催しました。

理事会はまず、議事録署名人を選任した後、会員の加入状況及び財政状況、上半期の活動報告があり、全会一致で承認されました。その後、今後の活動について論議し、労働相談電話ホットラインや学習会、当センターの活動を広めるための宣伝活動等について検討しました。

学習会については、現在議論となっている入管法の改正による外国人労働者の受け入れ拡大、その処遇や地域との関係についてや経営側の人手不足はまったなし、という一方的な都合のみを優先させた中身の無い法案の問題点、さらにこれまでの外国人技能実習生制度における趣旨と実態の乖離やその欺瞞性、実習生の人権侵害とも言える状況などについて認識を深め、問題にどう向き合うかを考えるものを行ないたいということになりました。

最後に次回第3回の理事会の開催を来年3月下旬に、また第4回総会を来年5月19日（日）午後よりビックフロントにて開催することを確認しました。